

平成 23 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成 23 年度の当事務組合が経営する公営企業に関する資金不足比率を公表します。

対象となる会計	資金不足比率	(参考：国の定めた指標)
廃棄物発電事業特別会計	—	経営健全化基準は 20%以上

資金不足比率は、公営企業の各年度の経営状況を示す指標で、「公営企業の資金不足額」が「企業の事業規模（料金収入の規模）」に占める比率です。

資金不足比率の算定結果が「—」とは、資金不足額がないため、比率が算定されないということであり、健全な経営状態であることを表しています。